



高浜町議会議長 殿

議 長	副議長	合	議	係	局議第	号
					分	
					類	
					保	1 3 5
					存	10 永 久

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情書

3年に及ぶコロナ禍に加え、ウクライナ危機、急激な円安で、食料品や電気・ガスなど生活必需品の猛烈な値上がり、労働者・国民の生活を直撃しています。物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、非正規雇用やフリーランスなどへの影響はより深刻です。同時に、円安の急激な進行、原材料費の高騰は中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えています。

日本の最低賃金は、最も高い東京は時給 1,072 円、本県は 888 円で 184 円もの格差があります。全国加重平均は 961 円ですが、最低の 853 円の地方は 10 県にも上り、毎日 8 時間働いても月 12 万～13 万円の手取りにすぎません。自立して生活することはできません。最低賃金が改定された 10 月には、食品・飲料等で 6500 品目超が値上がりし、11 月には 833 品目、来年には 2000 品目で値上げが予定されています。

世界に目を向ければ、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられ、ドイツでは 10 月から 12 ユーロ（約 1,576 円）、イギリスでは 4 月から 9.5 ポンド（約 1,473 円）、フランスでは 5 月から 10.85 ユーロ（約 1,425 円）になっています。最低賃金の引き上げは、政府の施策として賃金を引き上げる唯一の方法です。日本でも最低賃金の抜本的な引き上げが必要です。

全国組織である全労連が行った最低生計費試算調査によれば、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 25 万円（税込）程度の収入が必要との結果が示され、しかも、地域による大きな格差は認められませんでした。月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1,500 円以上となります。

都道府県ごとに最低賃金が異なることで、若い労働者が都市部へ流出し、地域の労働力不足と地域経済の疲弊を招いています。最低賃金を段階的に引き上げ、早期に全国一律 1,500 円を実現していくことが必要です。

同時に、最低賃金の引き上げには、中小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められています。福井県の最低賃金審議会は、今年の答申で、「業務改善助成金の改善、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の延長、社会保険料の免除等の支援策の強化、弾力的な対応及び費用の適切な価格転嫁に向けた環境整備を強く政府、関係機関に求めるものである」としています。

厳しい経営を強いられている中小零細企業への支援を抜本的に強化し、最低賃金を引き上げることが、労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることになり、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、下記のことを求めるものです。

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
- 2 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ること。

陳情者 910-0856 福井市勝見 3-16-9

福井県労働組合総連合

議長 鈴木 孝典



最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

3年に及ぶコロナ禍に加え、ウクライナ危機、急激な円安で、食料品や電気・ガスなど生活必需品が猛烈に値上がりし、労働者・国民の生活を直撃している。物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、非正規雇用やフリーランスなどへの影響はより深刻である。同時に、円安の急激な進行、原材料費の高騰は中小零細企業の経営にも深刻な打撃を与えている。

日本の最低賃金は、最も高い東京は時給 1,072 円、本県は 888 円で 184 円もの格差がある。全国加重平均は 961 円だが、最低の 853 円の地方は 10 県にも上っている。毎日 8 時間働いても月 12 万～13 万円の手取りにすぎず、とても自立して生活することはできない。最低賃金が改定された 10 月には、食品・飲料などで 6500 品目超が値上がりし、11 月には 833 品目、来年には 2000 品目で値上げが予定されている。

世界に目を向ければ、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられ、ドイツでは 10 月から 12 ユーロ（約 1,576 円）、イギリスでは 4 月から 9.5 ポンド（約 1,473 円）、フランスでは 5 月から 10.85 ユーロ（約 1,425 円）になっている。最低賃金の引き上げは、政府の施策として賃金を引き上げる唯一の方法であり、日本でも最低賃金の抜本的な引き上げが必要である。

全国組織である全労連が行った最低生計費試算調査によれば、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に 25 万円（税込）程度の収入が必要との結果が示され、しかも、地域による大きな格差は認められていない。月 150 時間の労働時間で換算すると時給 1500 円以上となる。

都道府県ごとに最低賃金が異なることで、若い労働者が都市部へ流出し、地域の労働力不足と地域経済の疲弊を招いている。最低賃金を段階的に引き上げ、早期に全国一律 1500 円を実現していくことが望まれる。

同時に、最低賃金の引き上げには、中小零細企業に対する抜本的な支援強化が何よりも求められている。福井県の最低賃金審議会は、今年の答申で、「業務改善助成金の改善、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の延長、社会保険料の免除等の支援策の強化、弾力的な対応及び費用の適切な価格転嫁に向けた環境整備を強く政府、関係機関に求めるものである」としている。

厳しい経営を強いられている中小零細企業への支援を抜本的に強化し、最低賃金を引き上げることが、労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることになり、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上をめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

高浜町議会 議長

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛